

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8月15日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ヤマダ電機
【届出者の住所又は所在地】	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0 2 7 ( 3 4 5 ) 8 1 8 1
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部経理・財務担当 坂入 義弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤマダ電機 ( 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ヤマダ電機をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、エス・バイ・エル株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

エス・バイ・エル株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年8月12日開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、対象者の筆頭株主であるユニファイド・パートナーズ株式会社（以下「ユニファイド・パートナーズ」といいます。）の保有する対象者株式67,400,000株（対象者が平成23年6月28日に提出した第60期有価証券報告書に記載された同日現在の発行済株式総数168,515,184株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：40.00%（小数点以下第三位四捨五入。以下株式所有割合について同じ。））を取得するとともに、対象者が実施する第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を連結子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

上記目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をユニファイド・パートナーズが保有する対象者株式の数と同数である67,400,000株（買付け等を行った後における株式所有割合：40.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（67,400,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を85,000,000株（買付け等を行った後における株式所有割合：50.44%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（85,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けに際し、当社は、ユニファイド・パートナーズとの間で、平成23年8月12日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、ユニファイド・パートナーズが保有する対象者株式67,400,000株（株式所有割合：40.00%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております（概要については、後記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。また、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株当たり62円は、本応募契約の相手方であるユニファイド・パートナーズとの協議・交渉を経て決定した価格です。

なお、対象者が平成23年8月12日に公表した「株式会社ヤマダ電機による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者賛同プレスリリース」といいます。）によれば、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同を表明するとともに、有限責任監査法人トーマツ（以下「監査法人トーマツ」といいます。）より取得した対象者株式の価値の算定結果に照らせば、本公開買付価格は概ね妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者における対象者株式の価値の算定結果は、後記「(3) 買付価格の公平性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公平性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照下さい。

なお、対象者取締役のうち南黒沢晃氏は公開買付者と本応募契約を締結しているユニファイド・パートナーズの従業員を兼務しているため、また宮脇保夫氏はユニファイド・パートナーズの完全親会社である野村ホールディングス株式会社の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の従業員を兼務しているため、いずれも会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役（以下「特別利害関係人」といいます。）に該当する可能性を否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各対象者取締役は、対象者の立場において本公開買付けに関する協議・交渉に参加していません。

また、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏は、上記のとおり、特別利害関係人に該当する可能性を否定できず利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の対象者取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行い、その一方で、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、対象者取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏を含む対象者取締役全員によっても、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。

なお、当該取締役会には対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が

上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者が平成23年8月12日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と合わせて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成23年8月12日開催の対象者取締役役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社を割当予定先とする第三者割当てによる募集株式の発行（普通株式35,000,000株、発行価額は1株当たり62円、総額2,170,000,000円。以下「本第三者割当増資」といいます。）についても決議しているとのことです。本第三者割当増資の払込期日（平成23年10月12日）は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後となります。なお、本第三者割当増資により、当社に割当てられる株式35,000,000株（議決権の数35,000個）は、所有割合にして20.77%、対象者が平成23年6月28日に提出した第60期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権の数168,057個に対する割合（以下「議決権割合」といいます。）にして20.83%（小数点以下第三位を四捨五入、以下議決権割合について同じ。）となり、対象者株式1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は203,515,184株となり、当社の保有する対象者株式の第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数に対する割合（以下「第三者割当増資後所有割合」といいます。）は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.32%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、58.96%となります。また、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の総株主の議決権の数は203,057個となり、当社の保有する対象者株式の第三者割当増資後の対象者の総株主の議決権の数に対する割合（以下「第三者割当増資後議決権割合」といいます。）は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.43%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、59.10%となります。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社グループは、家電専門小売業として、経営理念に「創造と挑戦」「感謝と信頼」を掲げ、絶えずイノベーションを発揮しながら成長してまいりました。平成22年3月期には、国内専門量販店として初となる「売上高2兆円」を達成し、平成23年3月期には2期連続での売上高2兆円を達成、家電業界のリーディングカンパニーとしてその地位を確かなものとしております。

長引く景気低迷や激しく変化する社会・経営環境の中で持続的な成長を果たすためには、経営体質強化のための改革実践に加え、家電販売を中心とした新たなソリューションビジネスの展開と継続的なCSR活動を通じたCS（顧客満足）向上、環境対策を行うことが重要であると考え、積極的に取り組んでまいりました。

その中でも、当社がお客様第一の視点で積極的な取り組みを行っているのが「スマートハウスビジネス」であります。「省エネ」家電の積極的な提案や普及推進、太陽光発電システム提案による「創エネ」、自ら創り出した電力や余った電力を蓄え必要な時に使える「蓄エネ」のトリプルエコ提案を行い、家電専門小売業のリーディングカンパニーとして日本が直面する「電力事情」や「CO<sub>2</sub>排出量の削減」「環境への配慮」といったグローバルな問題にも積極的に取り組んでおります。

具体的には、平成21年1月にオール電化事業部を設立、平成22年1月にスマートグリッド推進室を設立、平成22年12月に電気自動車（EV）の販売を開始、本年3月に株式会社ヤマダ電機スマート販売を設立、同月にスマートグリッド事業本部を設立し、これまで別個に行っていた太陽光発電・店頭でのオール電化・電気自動車（EV）の販売、中古住宅販売のそれぞれの事業を統合し、これにより多種多様なスマートハウス関連商品をトータルかつワンストップでご提供し、お客様の省エネ・利便性向上に加え、環境負荷の低減につなげていただける総合的なプロデュースが可能な体制が整いました。また、本年3月に事業所向けのLED照明のレンタル事業を開始し、本年4月には家庭用蓄電池の販売も開始し、東日本大震災による電力不足に対応するため、お客様への省エネ家電の積極的な提案を行っております。

このような取組みの中、当社グループでは、スマートハウスビジネスの積極的展開のため、既築の中古住宅に太陽光発電装置を搭載し、オール電化を施して再販売する事業を試験的に進め、ノウハウを蓄積してまいりましたが、東日本大震災による電力不足の影響から、全国的な省エネ意識の高まりは急速に拡大しており、当社グループとして、スマートハウスビジネスの事業展開スピードを上げていくことが急務であり、そのためには新築住宅を含めた住宅事業のノウハウの獲得が必要であるとの判断に至りました。

一方、対象者は、創業60周年を迎える歴史のある老舗住宅メーカーであり、木質パネル工法を主体とした高い技術力と「小堀住研」時代からの優れたデザイン力に定評があります。対象者において、お客様の省エネ意識の高まりに対応するため、昨年より実証実験を重ねてきた自然エネルギー活用の新技術「太陽の光&熱のX（パイ）ソーラーシステム」、 「独立系直流（蓄電）LED照明システム」、 「光ダクトシステム」、 「光熱費の見える化エコダイエットシステム」を本年6月より販売を開始しております。また、東日本大震災の被災地の皆様へのサポート強化のため、「エス・パイ・エル 住まいの復興支援センター」を本年7月より開設し、被災地の皆様の住まいに関する各種相談に対応しております。本年6月頃から、当社は、対象者の筆頭株主であるユニファイド・パートナーズから対象者の企業価値向上のための事業パートナーの打診を受け、ユニファイド・パートナーズ及び対象者と具体的な検討・協議を進めてまいりました。

対象者は従来の戸建住宅メーカーの枠に捉われない柔軟な発想で顧客のニーズに対応しており、その創造的な経営方針と当社の従来の家電量販店の枠に捉われない「創造と挑戦」の理念が一致し、当社が推進しているスマートハウスビジネスの展開加速のために、対象者の戸建住宅のノウハウが有用であること、また対象者にとりましても、当社と提携することで、信用力が向上し、営業力の強化につながることから、当社は、平成23年8月12日に、当社が対象者を連結子会社化し、両社が強固なパートナーとなること、両社グループの一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、本公開買付けを実施し、あわせて対象者の実施する第三者割当増資の引受けをすることといたしました。

本公開買付け成立後の両社における具体的な取り組みの詳細については今後、両社で検討を進めていきますが、現時点においては、当社の販売店舗に対象者のモデルハウスを設置し、住宅、省エネ家電、電気自動車（EV）等を組み合わせた顧客への複合的な提案の実施、また対象者が過去に販売した戸建住宅のオーナー様への太陽光発電システム等を含めたりフォームや省エネ家電、電機自動車（EV）等の販売における協業等を両社で進めていくことを考えております。

本公開買付け成立後の経営方針については、対象者は東京証券取引所市場第一部に上場を継続し、対象者の自主的な経営を尊重して両社でシナジーの早期創出を目指してまいります。

対象者の経営体制については、対象者の現行の役員体制を尊重し、当社からは若干名の取締役を派遣することを考えておりますが、詳細については、本公開買付け実施後に両社で協議して決定する予定です。

### (3) 買付価格の公平性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公平性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である朝日ビジネスソリューション株式会社（以下「朝日BS」といいます。）より平成23年8月11日に提出された株価算定書（以下「本株価算定書」といいます。）を参考にしました。朝日BSは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株価の算定を行いました。なお、当社は朝日BSから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株価算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株価の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 56円～67円

類似上場会社法 : 36円～41円

DCF法 : 53円～64円

市場株価法では、平成23年8月11日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値57円、直近1週間の終値平均値56円、直近1ヶ月間の終値平均値62円、直近3ヶ月間の終値平均値65円及び直近6ヶ月間の終値平均値67円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、56円から67円と分析しております。

類似上場会社法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株価を算定し、対象者株式の1株当たりの価値は、36円から41円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株価を分析する手法であり、これにより対象者株式1株当たりの価値は53円から64円と分析しております。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

朝日BSは、株価の算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用されたそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、対象者から提出された財務予測（利益計画、及びその他の情報を含みます。）に関する情報については対象者の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

当社は、朝日BSによる対象者株式の株価の算定結果を参考として、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、本応募契約の相手方であるユニファイド・パートナーズとの協議・交渉の結果を踏まえ、平成23年8月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり62円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である監査法人トーマツに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。監査法人トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似会社比較法及びDCF

法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は監査法人トーマツから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 56円～67円

類似会社比較法 : 55円～66円

D C F 法 : 60円～71円

市場株価法では、平成23年8月11日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近1週間の終値平均値56円、直近1ヶ月間の終値平均値62円、直近3ヶ月間の終値平均値65円、直近6ヶ月間の終値平均値67円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、56円から67円と分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値は、55円から66円と分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者株式1株当たりの価値は60円から71円と分析しております。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、公開買付者とのシナジー効果については、定量的な分析は困難であるため、その効果については事業計画には織り込まれていないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における利害関係の無い取締役及び監査役全員の承認

対象者賛同プレスリリースによれば、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同を表明するとともに、監査法人トーマツより取得した対象者株式の価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は概ね妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち南黒沢晃氏は公開買付者と本応募契約を締結しているユニファイド・パートナーズの従業員を兼務しているため、また宮脇保夫氏はユニファイド・パートナーズの完全親会社である野村ホールディングス株式会社の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の従業員を兼務しているため、いずれも特別利害関係人に該当する可能性を否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各対象者取締役は、対象者の立場において本公開買付けに関する協議・交渉に参加しておりません。

また、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏は、上記のとおり、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の対象者取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行い、その一方で、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、対象者取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏を含む対象者取締役全員によっても、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。

なお、対象者取締役会には対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### (4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成23年8月12日に対象者の筆頭株主であるユニファイド・パートナーズ（保有株式数67,400,000株、株式所有割合：40.00%）との間で本応募契約を締結しており、本応募契約において、ユニファイド・パートナーズは、公開買付け期間の開始日において、当社がユニファイド・パートナーズに対して表明及び保証する事項（（ ）当社が適法に設立され、有効に存続していること、（ ）当社による本応募契約の締結及び本公開買付けの実施に必要な全ての手続きが完了していること、（ ）当社による本応募契約の締結及び本公開買付けの実施が関連法令、定款等及び第三者との契約に抵触しないこと、（ ）当社における本応募契約の締結者が締結に関して有効な権限を有していること、（ ）本応募契約が法的拘束力を有し、執行可能なものであること、並びに（ ）当社に関して、本応募契約に重大な影響を及ぼす訴訟等が開始されておらず、開始のおそれもないこと）に反する事実が判明しないこと及び当社が履行又は遵守すべき義務（（ ）本公開買付けを実施する義務、（ ）秘密保持義務及び（ ）本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡又は処分してはならない義務）につき、全ての重要な点において履行し、又は遵守していることを前提条件として、ユニファイド・パートナーズが保有する対象者株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、ユニファイド・パートナーズがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

#### (5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本第三者割当増資についても決議しているとのことです。本第三者割当増資の払込期日（平成23年10月12日）は、公開買付け期間の終了後となります。なお、本第三者割当増資により、当社に割り当てられる株式35,000,000株（議決権の数35,000個）は、所有割合にして20.77%、議決権割合にして20.83%となり、対象者株式1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は203,515,184株となり、第三者割当増資後所有割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.32%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、58.96%となります。また、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の総株主の議決権の数は203,057個となり、第三者割当増資後議決権割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.43%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、59.10%となります。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は85,000,000株を上限として本公開買付けを実施いた

しますので、対象者株式は、本公開買付け後も東京証券取引所市場第一部の上場を維持する方針です。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年8月15日(月曜日)から平成23年10月4日(火曜日)まで(35営業日)
公告日	平成23年8月15日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

###### 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

##### (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金62円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である朝日BSより平成23年8月11日に提出された本株価算定書を参考にしました。朝日BSは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株価の算定を行いました。なお、当社は朝日BSから、本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株価算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株価の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 : 56円～67円 類似上場会社法 : 36円～41円 DCF法 : 53円～64円</p>

	<p>市場株価法では、平成23年8月11日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値57円、直近1週間の終値平均値56円、直近1ヶ月間の終値平均値62円、直近3ヶ月間の終値平均値65円及び直近6ヶ月間の終値平均値67円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、56円から67円と分析しております。</p> <p>類似上場会社法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株価を算定し、対象者株式の1株当たりの価値は、36円から41円と分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株価を分析する手法であり、これにより対象者株式1株当たりの価値は53円から64円と分析しております。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとことです。</p> <p>朝日BSは、株価の算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用されたそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、対象者から提出された財務予測（利益計画、及びその他の情報を含みます。）に関する情報については対象者の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。</p> <p>当社は、朝日BSによる対象者株式の株価の算定結果を参考として、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、本応募契約の相手方であるユニファイド・パートナーズとの協議・交渉の結果を踏まえ、平成23年8月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり62円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり62円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年8月11日の東京証券取引所における対象者株式の終値57円に対して8.77%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入）、平成23年8月11日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値62円（小数点以下四捨五入）と同額、平成23年8月11日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値65円（小数点以下四捨五入）に対して4.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、平成23年8月11日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値67円（小数点以下四捨五入）に対して7.46%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、となります。また、本書提出日の前営業日である平成23年8月12日の東京証券取引所における対象者株式の終値58円に対して6.90%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムとなります。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社グループは、家電専門小売業として、経営理念に「創造と挑戦」「感謝と信頼」を掲げ、絶えずイノベーションを發揮しながら成長してまいりました。平成22年3月期には、国内専門量販店として初となる「売上高2兆円」を達成し、平成23年3月期には2期連続での売上高2兆円を達成、家電業界のリーディングカンパニーとしてその地位を確かなものとしております。</p> <p>長引く景気低迷や激しく変化する社会・経営環境の中で持続的な成長を果たすためには、経営体質強化のための改革実践に加え、家電販売を中心とした新たなソリューションビジネスの展開と継続的なCSR活動を通じたCS（顧客満足）向上、環境対策を行うことが重要であると考え、積極的に取り組んでまいりました。</p>



その中でも、当社がお客様第一の視点で積極的な取り組みを行っているのが「スマートハウスビジネス」であります。「省エネ」家電の積極的な提案や普及推進、太陽光発電システム提案による「創エネ」、自ら創り出した電力や余った電力を蓄え必要な時に使える「蓄エネ」のトリプルエコ提案を行い、家電専門小売業のリーディングカンパニーとして日本が直面する「電力事情」や「CO<sub>2</sub>排出量の削減」「環境への配慮」といったグローバルな問題にも積極的に取り組んでおります。

具体的には、平成21年1月にオール電化事業部を設立、平成22年1月にスマートグリッド推進室を設立、平成22年12月に電気自動車（EV）の販売を開始、本年3月に株式会社ヤマダ電機スマート販売を設立、同月にスマートグリッド事業本部を設立し、これまで別個に行っていた太陽光発電・店頭でのオール電化・電気自動車（EV）の販売、中古住宅販売のそれぞれの事業を統合し、これにより多種多様なスマートハウス関連商品をトータルかつワンストップでご提供し、お客様の省エネ・利便性向上に加え、環境負荷の低減につなげていただける総合的なプロデュースが可能な体制が整いました。また、本年3月に事業所向けのLED照明のレンタル事業を開始し、本年4月には家庭用蓄電池の販売も開始し、東日本大震災による電力不足に対応するため、お客様への省エネ家電の積極的な提案を行っております。

このような取組みの中、当社グループでは、スマートハウスビジネスの積極的展開のため、既築の中古住宅に太陽光発電装置を搭載し、オール電化を施して再販売する事業を試験的に進め、ノウハウを蓄積してまいりましたが、東日本大震災による電力不足の影響から、全国的な省エネ意識の高まりは急速に拡大しており、当社グループとして、スマートハウスビジネスの事業展開スピードを上げていくことが急務であり、そのためには新築住宅を含めた住宅事業のノウハウの獲得が必要であるとの判断に至りました。

一方、対象者は、創業60周年を迎える歴史のある老舗住宅メーカーであり、木質パネル工法を主体とした高い技術力と「小堀住研」時代からの優れたデザイン力に定評があります。対象者において、お客様の省エネ意識の高まりに対応するため、昨年より実証実験を重ねてきた自然エネルギー活用の新技術「太陽の光&熱のX（パイ）ソーラーシステム」、「独立系直流（蓄電）LED照明システム」、「光ダクトシステム」、「光熱費の見える化エコダイエットシステム」を本年6月より販売を開始しております。また、東日本大震災の被災地の皆様へのサポート強化のため、「エス・バイ・エル 住まいの復興支援センター」を本年7月より開設し、被災地の皆様の住まいに関する各種相談に対応しております。

本年6月頃から、当社は、対象者の筆頭株主であるユニファイド・パートナーズから対象者の企業価値向上のための事業パートナーの打診を受け、ユニファイド・パートナーズ及び対象者と具体的な検討・協議を進めてまいりました。

対象者は従来の戸建住宅メーカーの枠に捉われない柔軟な発想で顧客のニーズに対応しており、その創造的な経営方針と当社の従来の家電量販店の枠に捉われない「創造と挑戦」の理念が一致し、当社が推進しているスマートハウスビジネスの展開加速のために、対象者の戸建住宅のノウハウが有用であること、また対象者にとりまして、当社と提携することで、信用力が向上し、営業力の強化につながることから、当社は、平成23年8月12日に、当社が対象者を連結子会社化し、両社が強固なパートナーとなることから、両社グループの一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、本公開買付けを実施し、あわせて対象者の実施する第三者割当増資の引受けをすることといたしました。

当社は、対象者から提出された対象者の財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを実施し、対象者株式の取得について分析、検討を進めるとともに、対象者及びユニファイド・パートナーズとの間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、本公開買付価格を、以下の経緯により決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である朝日BSより提出された本株価算定書を参考にいたしました。なお、当社は、朝日BSから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当該意見の概要

朝日BSは、市場株価法、類似上場会社法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株価の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：56円～67円

類似上場会社法：36円～41円

DCF法：53円～64円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、朝日BSによる対象者株式の株価の算定結果を参考として、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、本応募契約の相手方であるユニファイド・パートナーズとの協議・交渉の結果を踏まえ、平成23年8月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり62円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公平性を担保するための措置）

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である朝日BSより提出された本株価算定書を参考にしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である監査法人トーマツに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。監査法人トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は監査法人トーマツから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：56円～67円

類似会社比較法：55円～66円

DCF法：60円～71円

市場株価法では、平成23年8月11日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近1週間の終値平均値56円、直近1ヶ月間の終値平均値62円、直近3ヶ月間の終値平均値65円、直近6ヶ月間の終値平均値67円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、56円から67円と分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値は、55円から66円と分析しているとのことです。

	<p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者株式1株当たりの価値は60円から71円と分析しております。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、公開買付者とのシナジー効果については、定量的な分析は困難であるため、その効果については事業計画には織り込まれていないとのことです。</p> <p>対象者における独立した法律事務所からの助言</p> <p>対象者賛同プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。</p> <p>対象者における利害関係の無い取締役及び監査役全員の承認</p> <p>対象者賛同プレスリリースによれば、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同を表明するとともに、監査法人トーマツより取得した対象者株式の価値の算定結果に照らせば、本公開買付価格は概ね妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。</p> <p>なお、対象者取締役のうち南黒沢晃氏は公開買付者と本応募契約を締結しているユニファイド・パートナーズの従業員を兼務しているため、また宮脇保夫氏はユニファイド・パートナーズの完全親会社である野村ホールディングス株式会社の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の従業員を兼務しているため、いずれも特別利害関係人に該当する可能性を否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各対象者取締役は、対象者の立場において本公開買付けに関する協議・交渉に参加しておりません。</p> <p>また、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏は、上記のとおり、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の対象者取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行い、その一方で、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、対象者取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏を含む対象者取締役全員によっても、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。</p> <p>なお、当該取締役会には対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。</p>
--	--

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
85,000,000（株）	67,400,000（株）	85,000,000（株）

（注1） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（67,400,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（85,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	85,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年8月15日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年8月15日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(j)	168,057
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	50.46
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	50.46

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(85,000,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成23年6月28日に提出した第60期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の単元未満株式408,184株から、平成23年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式652株を控除した407,532株に係る議決権の数である407個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」を168,464個として計算しております。

(注3) 対象者有価証券届出書によれば、対象者は平成23年8月12日開催の対象者の取締役会において、平成23年10月12日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行(普通株式35,000,000株、発行価額は1株当たり62円、総額2,170,000,000円)を決議しており、当社は当該募集株式の総数を引き受ける予定です。かかる第三者割当増資が実施された場合に関して、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」を前記(注2)において計算した168,464個に当該第三者割当増資に係る議決権の数35,000個を加えた203,464個として、また、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」(85,000個)に当社が引き受ける当該募集株式に係る議決権の数35,000個を加えた120,000個として計算すると、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は58.98%となります。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年8月12日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成23年9月11日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

### (3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

ただし、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法による応募の受付は、野村ジョイのウェブサイト(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって行います。公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。なお、平成23年10月3日(予定)付にて、「野村ジョイ」と「ほっとダイレクト」が統合され、「野村ネット&コール」となります。従いまして、インターネットを利用した応募の受付は、本年10月3日(予定)以降は「野村ネット&コール」のウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)に記載される方法によって行います。以下、本年10月3日(予定)以降は「(1) 応募の方法」の、(注1)、「(2) 契約の解除の方法」及び「10 決済の方法」の「(3) 決済の方法」における「野村ジョイ」を「野村ネット&コール」と読み替えてください。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法を利用した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われなかったこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限

申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ジョイに新規に口座を開設する場合、野村ジョイのウェブサイト（<https://www.nomurajoy.jp/>）より、口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのウェブサイト（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	5,270,000,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	55,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	5,330,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(85,000,000株)に1株当たりの買付価格(62円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	31,756,159
計(a)	31,756,159

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

#### 【届出日以後に借入れを予定している資金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				



□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

31,756,159千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成23年10月12日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのウェブサイト(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（67,400,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（85,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準じる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、前記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

#### (2)【経理の状況】

【連結貸借対照表】

【連結損益計算書】

【連結株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヤマダ電機 本店

（群馬県高崎市栄町1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本第三者割当増資についても決議しているとのことです。本第三者割当増資の払込期日（平成23年10月12日）は、公開買付期間の終了後となります。なお、本第三者割当増資により、当社に割り当てられる株式35,000,000株（議決権の数35,000個）は、所有割合にして20.77%、議決権割合にして20.83%となり、対象者株式1株当たりの株式価値が希薄化することとなります。

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は203,515,184株となり、第三者割当増資後所有割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.32%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、58.96%となります。また、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の総株主の議決権の数は203,057個となり、第三者割当増資後議決権割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.43%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、59.10%となります。

### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

#### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者賛同プレスリリースによれば、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同を表明するとともに、監査法人トーマツより取得した対象者株式の価値の算定結果に照らせば、本公開買付価格は概ね妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち南黒沢晃氏は公開買付者と本応募契約を締結しているユニファイド・パートナーズの従業員を兼務しているため、また宮脇保夫氏はユニファイド・パートナーズの完全親会社である野村ホールディングス株式会社の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の従業員を兼務しているため、いずれも特別利害関係人に該当する可能性を否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各対象者取締役は、対象者の立場において本公開買付けに関する協議・交渉に参加しておりません。

また、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏は、上記のとおり、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の対象者取締役会においては、上記2名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行い、その一方で、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、対象者取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃氏及び宮脇保夫氏を含む対象者取締役全員によっても、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。

なお、当該取締役会には対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者有価証券届出書によれば、対象者は、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本第三者割当増資についても決議しているとのことです。本第三者割当増資の払込期日（平成23年10月12日）は、公開買付期間の終了後となります。なお、本第三者割当増資により、当社に割り当てられる株式35,000,000株（議決権の数35,000個）は、所有割合にして20.77%、議決権割合にして20.83%となり、対象者株式1株当たりの株式価値が希薄化することとなります。

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は203,515,184株となり、第三者割当増資後所有割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.32%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、58.96%となります。また、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の総株主の議決権の数は203,057個となり、第三者割当増資後議決権割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.43%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、59.10%となります。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成23年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	59	113	94	79	72	68	63
最低株価	53	35	66	65	60	61	48

(注) 平成23年8月については、8月12日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月30日関東財務局長に提出  
事業年度 第60期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項ありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。



(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

エス・バイ・エル株式会社 本店  
(大阪市北区天満橋1丁目8番30号)  
エス・バイ・エル株式会社 東京支店  
(東京都新宿区余丁町10番10号)  
エス・バイ・エル株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅4丁目23番13号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

(1) 本第三者割当増資について

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本第三者割当増資についても決議しているとのことです。本第三者割当増資の払込期日(平成23年10月12日)は、公開買付期間の終了後となります。なお、本第三者割当増資により、当社に割り当てられる株式35,000,000株(議決権の数35,000個)は、所有割合にして20.77%、議決権割合にして20.83%となり、対象者株式1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は203,515,184株となり、第三者割当増資後所有割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.32%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、58.96%となります。また、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の総株主の議決権の数は203,057個となり、第三者割当増資後議決権割合は、本公開買付けが買付予定数の下限にて成立した場合には50.43%、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立した場合には、59.10%となります。

(2) 業績予想の修正について

対象者は、平成23年8月12日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成23年5月13日に公表した業績予想を修正した旨公表しております。当該公表に基づく対象者の平成24年3月期第2四半期累計期間の連結及び個別の業績予想の概要は以下のとおりです。

連結業績予想の修正

( )平成24年3月期第2四半期累計期間の連結業績予想数値の修正(平成23年4月1日~平成23年9月30日)  
(単位:百万円、%)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	20,000	200	100	20	0.12
今回修正予想(B)	21,000	800	600	200	1.19
増減額(B-A)	1,000	600	500	180	
増減率(%)	5.0	300	500	900	
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成23年3月期第2四半期)	18,187	218	401	955	5.67

個別業績予想の修正

( )平成24年3月期第2四半期累計期間の個別業績予想数値の修正(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

(単位:百万円、%)

	売上高	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	19,000	0	100	0.59
今回修正予想(B)	20,000	400	100	0.59
増減額(B-A)	1,000	400	200	
増減率(%)	5.3			
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成23年3月期第2四半期)	17,035	590	1,063	6.31

(注) 個別業績の前期第2四半期(平成23年3月期第2四半期)実績は開示していませんが、ご参考情報として記載しております。

修正の理由

( )連結

当第2四半期累計期間(平成23年4月1日～平成23年9月30日)においては、売上高につきましては、東日本大震災の影響により主力事業である住宅事業での工程の遅れが当初想定していたほど見られなかったことにより上方修正いたします。利益につきましても、売上高の拡大や応急仮設住宅における建設費のコスト削減努力による増益見直しから、上方修正いたします。

なお、通期の連結業績予想につきましては、現時点では経済環境や需要動向が不透明であることを踏まえ、当初予想を据え置くこととしましたが、今後の業績動向により修正が必要となる場合には速やかに開示いたします。

( )個別

( )連結に記載の内容と同様の理由によります。

(注) 上記の予想は、発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

(3) 特別損失の計上について

対象者は、平成23年8月12日付プレスリリース「特別損失の計上に関するお知らせ」において、平成24年3月期第1四半期において、下記のとおり特別損失を計上することとなった旨公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。

減損損失の計上について

対象者の保有する固定資産の一部(賃貸用不動産)について、収益性を踏まえた保有の目的、運用の継続性等を総合的に検討し、当該資産の保有方針を見直したことに伴い「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損の兆候が生じていると判断し、減損損失として224百万円を計上いたしました。

業績に与える影響

上記特別損失は、対象者が平成23年8月12日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでおります。